**温泉熱を活用した脱炭素型地域づくりモデル形成に向けた調査委託業務の公募型プロポーザル募集要領**

由布市では、次に掲げる調査検討業務を実施するにあたり、その受託事業者を募集します。なお、本書は公募型プロポーザルにあたって参加要件及び選定手続等を定めたものです。

１　業務名

温泉熱を活用した脱炭素型地域づくりモデル形成に向けた調査委託業務（以下「委託業務」という。）

２　業務内容

別紙「温泉熱を活用した脱炭素型地域づくりモデル形成に向けた調査委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

３　履行期間

（１）令和２年度業務

　契約日から令和3年2月19日（金）まで

　※環境省補助事業の交付決定及び令和２年度専決予算が承認後に締結する。

（２）令和３年度業務

　令和３年４月１日（予定）から令和４年２月18日（金）

　※令和３年度予算が確保され、かつ環境省補助事業の交付決定がなされた後に締結する。

４　参加要件

本プロポーザルの参加要件は次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第２条の規定に基づく、由布市の競争入札参加制限を受けていない者であること。

（２）　本プロポーサル実施の公告の日から委託業務の契約締結日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（４）　令和２年度に由布市の建設コンサル等競争入札参加資格を有する者。

（５）　破産法（平成16年法律第154号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（６）　国税及び地方税を滞納していないこと。

（７）　選定後、由布市が交渉権第1位の者と協議の上、委託内容を確定させることを承認する者であること。

５　選定委員会の設置

　委託業務事業者を選定するため、市職員等で構成する「温泉熱を活用した脱炭素型地域づくりモデル形成に向けた調査委託業務にかかるプロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

６　選定日程

募集開始：令和２年１０月２３日（金）

質問受付期間：令和２年１０月２３日（金）～令和２年１１月１１日（水）

参加申込書提出期間：令和２年１０月２３日（金）～令和２年１１月１３日（金）

参加承認可否決定通知：令和２年１１月１７日（火）

提案書等提出期間：令和２年１１月１８日（水）～令和２年１２月　９日（水）

プレゼンテーション及び審査：令和２年１２月１４日（月）

選定結果の通知及び公表：令和２年１２月１７日（木）

７　参加申込

（１）　受付期間は、令和２年１０月２３日（金）午前９時から１１月１３日（金）午後５時までとします。

（２）　提出方法は、電子メール若しくは郵送によるものとします。

（３）　提出書類の中には、当市の指定する様式がありますので、由布市公式ホームページ（以下「市HP」という。）の「温泉熱を活用した脱炭素型地域づくりモデル形成に向けた調査委託業務の公募型プロポーザルについて」にある様式をダウンロードしてください。

（４）　提出書類は下表に従って「１６　担当部局」まで提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 提出部数 | 提出方法及び留意事項 |
| 公募型プロポーザル参加申込書 | 様式第１ | １ | １）電子メールにより申し込む場合は、必要事項を記載した指定様式及び証明書類もスキャニング等によりファイルを作成してください。そのファイルの表題を「プロポーザル参加申込（事業者名）」とした電子メールに添付して「１６　担当部局」まで送信してください。  ２）メール送信後、「１６　担当部局」に送信確認の電話をしてください。  ３）添付するデータについては、容量制限（10MB）があることを留意してください。  ４）送信する電子メール及び添付データは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施してください。  ５）郵送により申し込む場合は、必要事項を記載した指定様式及び証明書類を同封し、受付期間最終日必着で「１６　担当部局」まで送付してください。  ６）電話又はファクシミリによる申込みは不可とします。  ７）公募型プロポーザル参加申込書については代表者印を押印してください。  ８）業務実績書類については、以下の対象となる業務内容のうち、契約締結日を基準とする平成２４年度以降（過去５年間）に都道府県及び市町村から直接受託し、かつ、平成３１年３月３１日までにその委託業務を履行し、成果物を納品した実績をすべて記載してください。  【対象となる業務内容】  ・温泉エネルギーの利用可能量調査  ・温泉熱利用用途に関する調査・検討  ・温泉のモニタリング調査  ９）消費税等の完納を証明する書類は、法人の場合は「納税証明書その３の３」、個人の場合は「納税証明書その３の２」とし、いずれも申込日から３か月以内に発行されたものを提出すること。  10）印鑑（登録）証明書は、法人は法務局が発行するもの、個人は代表者の住所地の市区町村長が発行するもので、いずれも申込日から３か月以内に発行されたものを提出すること。 |
| 同種・同類業務実績  （契約書、仕様書の写し等業務実績が確認できるもの） | 任意 | １ |
| 証明書類  ・現在事項全部証明書  ・所管税務署の発行する消費税等の完納を証明する書類  ・代表者印として用いた印鑑の印鑑（登録）証明書 | 指定 | 各１ |
| 貴社の概要パンフレット | 貴社 | １ |

８　質問の受付及び回答

　本プロポーザルに関して質問がある場合は、別紙「質問書（様式第６）」を提出してください。

（１）　受付期間は、令和２年１０月２３日（金）午前９時から１１月１１日（水）午後５時までとします。

（２）　提出は質問書に必要事項を記載し、標題を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とした電子メールに添付して「担当部局」まで送信してください。ただし、添付するデータについては容量制限（10MB）があることに留意し、又、メール送信後は「１６　担当部局」に送信確認の電話を行ってください。

（３）　電子メール以外での質問（電話での問合せ等）についてはお答えできません。

（４）　送信する電子メール及び添付データは、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。

（５）　回答については令和２年１１月１６日（月）までに参加申込書により参加を表明した全社に電子メールにて「回答書（様式７）」を添付して送信します。なお、質問に関する回答は本要領の追加または修正とみなします。

９　公募型プロポーザルへの参加の承認

（１）　参加承認の可否は、「１６　担当部局」から令和２年１１月１７日（火）午後５時までに、参加事業者に対し電子メールにて順次通知します。

（２）　参加事業者は、「１６　担当部局」の参加承認を受けた場合に限り、本プロポーザルに参加できるものとします。

１０　プレゼンテーション実施までに提出する提案書等

（１）　受付期間は令和２年１１月１８日（水）から１２月　９日（水）までとします。

　　　（ただし、開庁日の午前９時から午後５時までとします。）

（２）　提出方法は郵送若しくは持参によるものとします。電子メール、電話又はファクシミリによる申込みは不可とします。

（３）　提出書類の中には、当市の指定する様式がありますので、市HPの「温泉熱を活用した脱炭素型地域づくりモデル形成に向けた調査委託業務の公募型プロポーザルについて」にある様式をダウンロードしてください。

（４）　提出書類は下表に従って「１６　担当部局」まで提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 提出部数 | 提出方法及び留意事項 |
| プレゼンテーション出席届出書 | 様式第２ | １ | ア）６．（４）表中の「公募型プロポーザル参加申込書」に押印した代表者印と同一のものを押印しください。 |
| 誓約書 | 様式第３ |  |  |
| 提案書 | 任意 | ７ | ア）文字フォントは１２ポイント以上のものを使用してください。  イ）３０ページ以内（表紙や目次をつける場合はこれを含む。）で作成すること。  ウ）テーマ、提案順序は下記のとおりとし、全てのテーマについて提案してください。  ①由布市地域の源泉の現況調査について  ②温泉排水による河川及び湖沼への影響調査  ③温泉熱ポテンシャルの試算  ④エネルギー需要状況の把握について  ⑤利用可能な温泉熱量の試算  ⑥エネルギー需要マップの作成及び温泉エネルギー利用用途の検討について  ⑦温泉熱利用の事業可能性評価について  ⑧事業化計画の策定及び由布市における脱炭素地域づくりのあり方について |
| 実施体制調書 | 様式第４ | ７ | ア）本調査にあたって以下の者と連携して調査することとする。  ・温泉設備の維持管理に精通している事業者  ・泉科学に造詣の深い有識者  イ）管理責任者については、温泉熱の利用可能性に関する調査・検討業務の実績を有する者であること。 |
| 業務工程表 | 様式第５ | ７ |  |
| 見積書 | 任意 | １ | ア）A４（任意様式）とする。  イ）業務名称、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記載してください。また、積算根拠を詳細に示した内訳書を添付してください。 |
| その他 | 任意 | 各１ | 各種免許・資格を証明する書類の写し、配置予定者の健康保険被保険者証の写し |

１１　委託料等

（１）　委託料については、下記のとおりとなります。

　　　ア　令和２年度事業（上限額）・・・・・・９，７５７，０００円

　　　イ　令和３年度事業（参考額）・・・・・・９，８４５，０００円

（２）　上記金額には消費税額及び地方消費税を含むものとします。

（３）　契約保証金については、由布市契約事務規則第７条第１項第８号の規定により免除とします。

１２　選定基準及び方法

（１）　選定基準

　　　　評価表のとおり

（２）　選定方法

　　　　委員会は提出された提案書類等及びプレゼンテーションにおける説明や質疑応答の内容を評価表に基づき評価し、交渉権第１位の事業者を選定するものとします。

（３）　その他

　　①　選定内容は非公開とし、選定結果についての異議申立ては受け付けないものとします。

　　②　提案事業者が１者の場合においても、委員会の開催及びプレゼンテーションを実施いたします。

　　③　プレゼンテーションに出席できない事業者は、選定の対象から除外します。

１３　プレゼンテーションの実施

（１）　実施予定日

　　①　令和２年１２月１４日（月）

　　②　提案事業者数によっては実施が複数日となる場合があります。

（２）　会場等

　　　　会場及び実施日時他詳細については、提案事業者に別途電子メールにて連絡します。当日のヒアリングの順番は提案書等の提出順にくじを引くことにより決定します。

（３）　出席者

　　　　各提案事業者２名とし、調書に記載する管理責任者及び担当者（以下、「管理責任者等」という。）が出席するものとします。

（４）　持ち時間等（プレゼンテーション）

　　　　２５分以内で提案書についての説明の後、１５分以内での質疑応答を行います。その提案書は事前に委員会が書類審査を行うため、プレゼンテーションはそのことを踏まえたものとします。また、当日の追加資料の提出及び提示は認めず、動画等の映像による使用は不可とします。

（５）　プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは当市が用意します。

（６）　選定内容

　　①　委員会は評価表に基づき評価項目毎に評価し、総合得点が最も高いものを交渉権第１位の事業者として１者選定します。

　　②　総合得点の最高得点の者が複数となった場合は見積金額が少額の方を選定します。さらに、同点同額の業者が複数あった場合にはくじ引きにより選定します。

　　③　由布市は交渉権第１位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行うものとします。交渉権第１位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は交渉権第１位に選定された事業者が「１３　参加事業者及び提案事業者の失格」に該当することが判明した場合は、総合得点の高い事業者の順に①及び②と同様の手続を行うものとします。

（７）　結果通知

　　　　委員会の選定結果は、令和２年１２月１７日（木）の午後５時までに全提案事業者に「担当部局」から電子メールにて通知いたします。また、同日中に市HP上にて、交渉権第１位に選定された事業者名及びその選定結果を掲載するものとします。

　　　　なお、結果通知について電話及び電子メール等のほか、いかなる方法による問い合わせにも応じられません。

１４　参加事業者及び提案事業者の失格

　次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）　「４　参加要件」を満たさなくなった場合

（２）　「９　プレゼンテーション実施までに提出する提案書等」の提出期限後に提出書類が提出された場合

（３）　申込書及び提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）　審査の公平性を害する行為があった場合

（５）　事業費限度額を超える金額で、見積書を提出した場合

（６）　委員の合計した総合得点が６００満点中３６０点に満たない場合

（７）　前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合。

１５　その他留意事項

（１）　本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。

（２）　提出書類については、提出期限後の差替え、追加、再提出又は撤回は認められません。

（３）　提案書等の提出後、実施体制調書で記載した有識者及び地熱業者の変更は認められません。

（４）　由布市と契約を締結する事業者は、調書に記載した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないこととします。なお、当該管理責任者等は本プロポーザル実施の告知の日以前に、参加事業者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。

（５）　由布市と契約を締結する事業者は、提出された「業務工程表（様式第５）」に記載する内容に基づき、委託業務を遂行するものとし、当市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。

（６）　提出書類の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定するすべての権利をいう。）は、参加事業者が以前より著作権を有するものについては参加事業者に帰属するものとします。ただし、当市が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

（７）　提出された書類は返却しないものとします。

（８）　本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、由布市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）に基づき提出書類を公開するものとします。

（９）　本募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、由布市契約事務規則（平成１７年規則第５１号）等関係法令の定めるところによるものとします。

（10）　契約担当者は、契約締結後において、交渉権第１位の事業者が「４　参加要件」を満たさなくなった場合には、契約の解除を行うことができるものとします。

（11）　参加事業者及び提案事業者はプレゼンテーション実施後、本委託業務の参加要件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできないものとします。

（12）　本委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。

１６　担当部局

　　　由布市　環境課（担当：平野）

　　　〒879-5498　大分県由布市庄内町柿原３０２番地

　　　　　　　　　電話：０９７－５８２－１３１０（内線２２７４）

　　　　　　　　　FAX：０９７－５８２－１３６１

　　　　　　　　　MAIL：kankyo@city.yufu.lg.jp